

JR 東海と御嵩町との会議録の公開について

1. 要対策土の持ち出しに関するJR東海と町の打ち合わせ内容について

○2019年（令和元年）11月1日 第2回町長・町議会説明会

・うちが協議に3年かかったらどうしますか（町長）

⇒その場合、いったん仮置きとさせていただいて町長との協議を継続して進めていくことになる（JR）

・なぜ御嵩町だけ恒久置き場なのか（奥村議員）

⇒他の地区でも恒久置き場の協議を進めている。準備が整うまでの一時的な仮置きとしている。美佐野工区のトンネル掘削までに場所が整わない場合は町内のどこかに仮置き場を整備していかなければならないと考えているが、トンネル掘削に間に合うように恒久置き場の準備をしていきたい（JR）

・民間で無害化するところもできているわけだが、そういう所への持ち込みは考えていないのか（岡本議員）

⇒相当量の対策土が発生する中でそれを一つの施設の中で処理することは厳しいと考えている。基本的な考えとしては、自社用地か、そういった場所を取得させていただいて埋め立てを行って将来的にも管理していきたい（JR）

・町有地に埋めることありきで進んでいるわけだが、もしNOとなった場合はどう考えるのか（奥村議員）

⇒仮にそうなった場合は、仮置き場をまたさがすということと、岐阜県から再度あつせんをいただくことになる（JR）

・対策土が50万m³を大幅に超過した場合はどうなるのか（清水議員）

⇒美佐野地内では置き場がないので、どこか別の場所を探します。基本超えない想定です。（JR）

○2021年（令和3年）7月20日 町長・JR東海●●部長 面談

・持ち出すことができれば持ち出してほしい。ただ、町外へ持ち出すことは現実的ではないと考えている。正直、受け入れてくれる箇所はあるのかということ。（町長）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム
【別冊資料】

○2021年（令和3年）12月議会 一般質問

- ・11月14日の意見交換会のときに、要対策土を持ち出したらどうかという意見が相次いだ中で、JRには持ち出し先を探してくださいと言っていきますとのことだった。この点の町長の見解を改めて聞きたい。（岡本議員）
- ・行き場があれば、提案をずっと続けていくつもり（町長答弁）

○2022年（令和4年）4月～5月 第1回フォーラム資料の説明（JR東海）

- ・以前から言っているとおり、置き場候補地（町有地）はヤード近傍に位置し、運搬車両が公道を走る必要がないことから、道路負荷や環境負荷を低減できる。持ち出しについてはかなりの環境負荷となり、また、要対策土の受け入れを希望している場所もなく、検討できない。（JR）

○2022年（令和4年）5月24日 海洋埋め立てについて JR東海に確認

- ・南垣外工区では要対策土を海洋埋め立てに活用するために運び出していると聞いた。今後、他の工区の要対策土についても運び出す計画なのか。町としてもマッチングする持ち出し先があるのであれば持ち出してほしいという立場ではある。（町）
- ⇒海洋埋め立ての容量には限りがあり、海洋埋め立ては沿岸の希望があつてやっているもの。他の工区の要対策土を持っていくことはない。（JR）

○2022年（令和4年）6月27日 第2回フォーラムに向けての事務打ち合わせ

- ・御嵩町は持ち出しができない旨の説明を受け、やむを得ず安全性が確認できれば受入れる方針としてフォーラムの開催に至っている。処理工場の実情や他工区における協議状況とあわせて改めて美佐野工区における要対策土の処理方針について確認したい（町）
- ⇒他の工区で要対策土の受入れ協議が新たに整った箇所はない。処理工場では処理能力の関係上、確実に処理できるものとは考えていない。理解が得られず、工区内での埋め立てが実現不可能となった場合、工事を遅らせないために処理工場へ持ち込むことは出てくるかもしれない。町民の皆様には埋立ての安全性や現計画の妥当性を説明し、ご理解をいただいきたい。（JR）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム
【別冊資料】

○2022年（令和4年）7月5日 第2回フォーラムに向けての事務打ち合わせ

・要対策土の持ち出した場合をシミュレーションしたところ、美佐野工区からは相当量の要対策土が想定されるため、ダンプの確保、環境負荷に加え、仮置きしておくための用地も課題になると思われる。（JR）

⇒ダンプだけでなく、運転手（人員）の確保もあると思われる。発生土量からすれば、持ち出しが現実的でないことは一定の理解はする。しかし、他工区では実際に持ち出しを行っている事例もあるため、フォーラムではある程度、根拠を持った数字で説明するべきではないか。（町）

2. 要対策土について町事務方と JR 東海との打ち合わせ経緯について

○2017年（平成29年）4月6日 担当事務打ち合わせ【JR、岐阜県、町担当】

JR⇒町：要対策土について事務レベル初協議

・要対策土についてはどの市町も苦労している。現段階ではどのような土がどの程度出ることか予想できない。御嵩町の坑口からの分は平場の1つ（2.5ha）に入れてJRが責任をもって管理すると理解いただきたい。（JR）

⇒科学・数値的根拠で有害でないことが説明できるのが「安全」だと考える。要対策土については、（**民有地の平場活用を妨げないため**）3つの平場（民有地）の付近にある町有地を借地（仮置き場）で使う選択肢はないか。（町）

⇒そのつもりはなかったが一つの考えだと感じた。引き続き協議を。（JR）

○2017年（平成29年）6月18日 地権者組合説明会【JR、地権者組合、岐阜県、町長以下担当】

JR⇒町・地権者：要対策土を含む全量活用を提示

・美佐野工区からの発生土全量を活用（平場造成）すると説明（JR）
※環境基準超えの土も責任をもって処理すると説明

○2017年（平成29年）9月27日

・地権者組合より町へ対し要望書が提出（JRの提案に賛同する内容）

○2017年（平成29年）9月30日、10月1日 地元自治会説明会

・発生土活用計画（3つの平場へ全量活用）を説明（JR）
※要対策土については、封じ込めを検討との発言有り

○2018年（平成30年）3月27日 JR部長面談【JR担当部長以下、町担当】

・要対策土対策として土地を購入することはあるかもしれない。封じ込めてJRが管理することになる（JR）

⇒JRで取得することは一つの手法として有難い。要対策土の対応については、科学的根拠で数値が必要。町長は本気で取り組んでいくと言っている。今更頓挫するという話にはならないのでは（町）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム
【別冊資料】

○2018年（平成30年）6月20日 町・JR事務打合せ【JR、町担当】

JR⇒町：町有地への要対策土搬入・購入の相談

・組合から脱退者の土地を外した計画についても検討できないかとの提案もあり、町有地をJRが購入し、要対策土をH28.8.19時点の図面のようなイメージで谷埋めさせていただきたいとの見解になりましたが、いかがでしょうか。（JR）

⇒企業誘致のために取得した土地であり、要対策土を埋めるためにJRに売却することは、理解されない。リニアが近くを通ることになり、発生土が出てくる。その発生土をJRは処分できる、町はその発生土で土地が造成され、企業誘致ができる可能性が高まる。というウィンウィンの関係になれるということで発生土置き場に立候補したことを再認識されたい。（町）

○2018年（平成30年）7月18日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

町⇒JR：まずは反対地権者の説得をするように

・要対策土については地権者組合の土地には入れず、ハナノキ群生地を外した町有地を利用させていただきたい。町有地については要対策土の観点から購入したい。購入が難しければ借地の方法も考えられる（JR）

⇒要対策土を別の場所（町有地）にすれば、組合の土地の買収がなくなる。このことを理事の皆さんがどう思われるか確認する必要がある。要対策土を町有地に入れる件については町内の合意形成は図っていない。要対策土や不足容量分で町有地が必要になるとのことだが、町有地の確約がない状況で反対者の土地を諦めてしまうことについては疑問である。（町）

○2018年（平成30年）10月12日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・町有地に要対策土をお願いしたい意向も依然としてある（JR）

⇒（地権者組合の中で）反対されている方の説得をするべきである（町）

○2018年（平成30年）10月18日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・町有地に要対策土を処分したいことから、町有地を売却してほしいとお願いしている件はどうか。可能性はないか（JR）

⇒研究開発拠点等、企業誘致が前提となって取得した土地であり、地元の雇用確保等、地元の発展に直接繋がるのが活用だと考えている。これまでの経緯、取得した目的と反するようなことはできない。そもそも町有地に発生土を入れたいとのことだが、ハナノキはどうするつもりなのか。（町）

⇒町有地は健全土であれば入れさせてもらえるのか。ハナノキの群生地を避けながら入れ

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

られると考えている（JR）

⇒町有地に健全土を入れることについては造成方法等が活用に資すると判断できれば可能である。要対策土は封じ込めの対応では活用に制限（活用が前提）がかかることになるため認められない。（町）

○2018年（平成30年）10月26日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

町⇒JR：町有地が活用できなくなることへの説明が必要。他の処理方法も要検討

・亜炭鉱は反対者への説得の好材料であると考え。亜炭と発生土はどちらも進めるものであり、片方がもう一方の条件になっているものではない。発生土も亜炭もそれぞれでウィンウィンになるように進めてきた。縮小案では、町有地が活用できなくなることの説明が必要である。要対策土の封じ込め方法に、不溶化処理があるが、この手法を取ることで、土地の活用が可能にならないのか。また、仮置きをしてから、最終置き場を決めていくよりも不溶化処理の方が安くないのか。（町）

⇒不溶化処理はコストが高く、岐阜県内では、吸着層による封じ込めが大半である。それ以上のコストをかけるなら、産廃としての処理を選択することになる。また、不溶化処理では上側の活用ができる確証がなく、費用面と技術面でネックがある（JR）

○2018年（平成30年）10月30日 町長レク

・JRは、要対策土を美佐野内に納めたいと考えている。選択肢としては当初案と縮小案の2択であるものの、町有地へ要対策土を入れることは困難であることから、当初案に戻り、2軒（反対地権者）の説得に努めるという話になるかもしれない（参事）

⇒町有地に入れることについては、美佐野の人達がいいと言ってくれればいい。基本は平地であること。ただ、使うためには、道路がつけざるところでないという意味がない。最終的にJRにメガソーラーでもやってもらえればと思っている（町長）

⇒JRには、亜炭鉱対策という町の重要課題にJRが協力してくれるならば、町としても反対者2軒のところへ行けるという話をしている（部長）

⇒反対の声は想定されるが、亜炭を先に決めることで、説得することはできる。平場の活用は課題は多いと思うが、やる以上は使えるものである必要がある。順序として亜炭を先にしたら、反対の方を説得して協力を求めることができる。また、10年前から可児川から南は開発区域だと言ってきた。11/1は、まずJRの話聞いてみる。町有地に対策土を置きたいということであれば、当然その後の使い途は教えてもらう必要がある。JRが大義名分を考えるべきだ（町長）

○2018年（平成30年）11月1日 町長面談【JR担当部長】

町⇒JR：発生土の亜炭廃坑充填への活用の推進を

・発生土置き場について、反対者もいる中で進捗が好ましくない。反対者を外した計画を考えた中で、容量が足りない分を町有地を活用させていただければ補える（JR）

⇒本当は亜炭を成功させてJRの御嵩町に対する協力、恩義があるうえで発生土の話となればそう簡単に反対はできないだろうというシナリオを持っていたが残念ながら後先が逆になった。全量を御嵩町でというイメージは持っているが、一本化（原案 or 縮小案）にするタイミングをいつにするかだね（町長）

⇒JRとしては町有地を購入し要対策土を入れさせていただきたいが、どう考えるか（JR）

⇒これまでの経緯は議会にも説明していかなければならない。計画を明らかにしないと説明できない。これについてはどちらでも良いが、亜炭をどう埋めるのかについてはクリアしなければいけない部分がたくさんある。議会の反応を見ないと今ここで返事は出来ない。売ればどういう風に埋めていただいても良いが最終的にどう利用するのかという話（町長）

⇒要対策土は封じ込めをしますが、お返ししても活用に支障があると思いますのでお譲りいただきたい（JR）

⇒要対策土は無害化するのか（町）

⇒封じ込めになります。瑞浪の日吉トンネルでも仮置き形でやっている。御嵩町は最終処分で行ってほしい（JR）

⇒ワンセットだと思う。町が困っていること（亜炭問題）と、この件とセットで提案しないと難しい（町長）

○2018年（平成30年）11月7日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・11/1面談記録について、「町有地は要対策土置場として、売却可」となっているが、町長は「議会の反応を見ないと今ここで返事はできない。」と話したはずである。町が町有地を売却するための大義名分をJRにて、議会への説明者である御嵩町長が納得して出せるものを用意すること。取得経緯や希少野生生物の関係から議会に簡単に同意してもらえないとは考えないほうがよい。

また、「地権者組合は縮小案を承知している。」となっている。確かにJRはそのように発言をしたが、事実と異なっている。地権者組合は要望の回答を待っている段階であり、縮小案を承知しているとは言えない（町）

⇒今後、縮小案を進めるということではいいか（JR）

⇒町長は「しばらくは2本立てがよいのではないかと。1本にするタイミングをいつにするかだね。」と発言した。すぐに縮小案とはならない。地権者組合はインフラができるので

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

あれば、御高町は亜炭廃坑の協定が締結できれば動けると伝えてきたはず。対応できていないのはJRである（町）

○2018年（平成30年）11月28日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・なぜ町有地に発生土を受け入れてもらえないのか理解できない。議会には同意してもらえと思う（JR）

⇒議会は当初のイメージ図で認識しており、またこれまでの議会の一般質問で「安全なものしか入れない」という答弁もしていることから、町有地に要対策土を入れるためには相応の理由が必要になってくる。町有地に要対策土を入れざるを得ないという状況でなくてはならない。「大義名分」とはそういうニュアンスである。反対者への対応もまだ足りないというのはこれまでも伝えており（町）

⇒JRは本線を進めることが命題であり、本線工事には発生土置き場は欠かせないが、亜炭廃坑の充填についてはマストとまでは考えていない。発生土置き場が振り出しとなり、美佐野地内の発生土をどうするか考えることになれば亜炭廃坑のことをやっている場合ではなくなることも想定される（JR）

⇒町の重要課題は亜炭廃坑である。発生土に関しては検討するべき事項はこれまで示しているとおりであり、検討を早期に進められたい（町）

○2018年（平成30年）12月5日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・町有地をJRが買うことについて何が問題なのか理解できない（JR）

⇒町長から「安全なものしか入れない」という答弁がされているはずである。また、工場や研究施設の用地という取得目的も経緯としてある。要対策土の受入れのために町有地を売却するということは答弁や取得目的とあわないことになるため、相応の理由が必要であり、それを「大義名分」と言っている。町有地でなければならない理由、どんな処理をするのか、造成後どんな活用ができるのかという点が論点になると思われる（町）

○2018年（平成30年）12月13日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・11月1日の議事録について、以前から伝えているが、町長はどちらか1本化するタイミングをいつにするかと発言したのみで、縮小案で了承したとは言っていない。合意したかのようにまとめているのは町のスタンスと違う（町）

⇒期限を定めて動くとなると1月末が期限となる。それまでに何をすれば良いのか（JR）

⇒町民・議会への説得（町）

○2018年（平成30年）12月27日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・12月18日に反対者2名を訪問したが、説得は困難であると改めて感じた。●●さん

（反対者）にはJRの亜炭廃坑への協力、平場を活用した町の発展やメリットについても

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

話をさせて頂いたが、それで心が動くような感触はなかった。これ以上の訪問及び交渉はリニア本線工事への悪影響も心配され、12月末で縮小案へ一本化したい（JR）

⇒当初案実現のための取組みはもう十分と考えているか。町有地への要対策土搬入がセットになったからにはその点は大切になると何度も説明してきた。十分かどうかの判断は説明を聞いた側（議会）が判断することになる。当町は十分だと認識していないことは承知しておかれない。縮小案が実現できず、外に出すことになればトラックの通行等、地域にデメリットがある等、視野を広げるような働きかけ、アプローチもあるのではないかと。町も検討するため、一旦期限は1月末としてはどうか（町）

・当社にとっては亜炭廃坑より発生土が先である。だが提案として、町は発生土の全量を町有地も含めて美佐野で処分することを検討する、JRは亜炭廃坑に協力するというような2本立ての包括的協力協定を内々に検討しているがどう思うか。この協定を締結すればどちらが先という問題はなくなる（JR）

⇒亜炭廃坑の協力協定は協議が深度化しているにもかかわらず締結しようとしませんが、どういうスタンスでいるのか。御嵩町は亜炭廃坑の充填を重要視していることを再認識されたい。（亜炭廃坑のスケジュールに）課題が多く検討に時間のかかる発生土置き場に無理やりスケジュールをあわせられては困る（町）

○2019年（平成31年）1月8日 町長面談【JR担当部長】

・亜炭と発生土両方進めていきたい。発生土については、縮小案で進めていきたい。町有地も合わせてお願いしたい（JR）

⇒議会対策が必要。早く方向性を決めてもらいたい。要対策土は安全なものしか入れないと言っている。単なる処分地とは違う（町長）

⇒盛土条例に則る。水も表層と分離し万全の管理をする（JR）

⇒それは当然。議会に示し、理解が得られる内容とする必要がある。（町長）

○2019年（平成31年）1月16日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・縮小案へ一本化についてはどうか（JR）

⇒1月末を期限として、縮小案に一本化することは町長に報告している。町有地についてはすべて購入してもらえないか。購入した町有地のうち、健全土で造成した箇所についてはJR東海が活用するということである。ハナノキエリアも購入し、ハナノキを保全するという方針についても打ち出してもらえるとよい（町）

⇒ハナノキ保全の約束は難しいと思われるが、要対策土を搬入する範囲と健全土で造成する範囲を区別し、後者については当社が活用すること、町有地は全てを購入させていただくことについて持ち帰り検討する（JR）

⇒不溶化処理は検討できないのか。また、不溶化処理が難しい理由は何か（町）

⇒不溶化処理についてはコスト面だけでなく、これまでの実績も少ないことから有識者が

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

らの承諾も得られないのではないかという見解でいる。不溶化処理は溶け出さないようにするという手法であり、封じ込めと大きな差はない（JR）

⇒約40万㎡すべてを不溶化処理する必要はない可能性が高く、コスト面について精査する必要があるのでないか。町の意向に沿っているという姿勢が欲しい（町）

⇒社に持ち帰り検討する（JR）

○2019年（平成31年）1月21日 担当事務打ち合わせ【JR、岐阜県、町担当】

JR⇒町：亜炭活用・発生土置き場についての基本合意書の提案⇒却下

・亜炭廃坑、発生土置き場の両方が大切なのは重々理解している。お互いの認識のすり合わせとして基本合意書を締結してはどうかという提案をしたいと思っている（JR）

⇒亜炭廃坑、発生土置き場それぞれスケジュール感を持って進めてきた。基本合意書がなければ進められないとも思えない。今の協議を棚上げしてまで締結する意義のあるものなのか。亜炭廃坑が「協力して可能性を検討する」であれば、発生土置き場も「協力して活用の可能性を検討する」程度になるのではないか。もちろん要対策土の文言も入れるべきではない（町）

⇒発生土の進捗に焦りがあるのは確かである。また、要対策土については町の合意を確認したいため、文言には入れたい。社内で亜炭廃坑の研究協定と発生土置き場の協定が同時という整理がされてしまい、担当としては困っているところ（JR）

⇒インフラ整備があれば地元も反対者の説得に乗り出せる、亜炭廃坑の研究協定があれば町も説得に乗り出せると言ったが、応じなかった。その結果、縮小案しか選択肢がなくなり、さらに縮小案の造成をするためには町有地に要対策土を入れるのが条件だと後から言ってきた。それには議会の反応も必要になるし、縮小案をやるかどうかの組合の意志を確認する必要があるし、引き続き一つ一つやっていきましょうと言っているのに、要対策土のことを盛り込んだ基本合意書を検討しているとは、理解しがたい（町）

○2019年（平成31年）2月6日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・町が議会で説明する材料として資料を整理した。意見があれば聞きたい（JR）

⇒JRの事業であるため、町が主体となって説明するべきものではなく、資料もそのままの形で使用することになると思われる。「JRからこのような提案を受けていますがどうですか？」というスタンスになる。総じて事の重大性が伝わっていないと感じるが大丈夫か。町はこれまでの議会で「安全なものしか入れない」と言ってきている。「安全なものしか入れない」と「安全に措置する」は別物であり、言葉や表現では埋められない。安全なものに近づけるとか、活用面のアピールとか、もっとイメージアップを図る必要がある。不溶化処理も含めた検討とか、活用計画をどうするか入れられないのか（町）

⇒処理方法をどうするかは専門家が判断することになる。専門家が封じ込めを選べば当

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

然その方法になり、不溶化処理を約束はできない。また、要対策土量がわからない中で活用計画の約束も難しい。できない約束をするわけにはいかない（JR）

⇒要対策土の最終処分場が決まった事例はあるのか。JRのこれまでどおりのやり方では要対策土の処分はまとまらないのではないかと（町）

⇒最終処分が決まった場所はない。確かにそうかもしれない（JR）

○2019年（平成31年）2月13日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・基本合意書（案）の提示を受け、疑問と懸念しかない状況ではあったが、町長に確認を行った。町長の意向を伝えるのでニュアンスも含めてしっかりと理解し、社に持ち帰って報告をお願いしたい。亜炭廃坑であるが、それだけでも愛知県工区からの建設副産物を受け取り、有効に活用することができれば、それはJRに対しての協力になると思っていた。それを美佐野地内の発生土置き場とセットにしたのは印象が良くない。この基本合意書を結んだら、議会承認の前に町有地の売却を密約することになってしまう。この基本合意書はとても結べるものではない。町長はJRに対して埋めることしか考えていないのだという印象を持ちつつある。全線的に要対策土をどうするつもりなのか。（町）

⇒基本合意書はどうか発生土置き場と亜炭廃坑の充填を動かしていきたいという思いで作ったものである。発生土置き場が硬直状態となってしまった今、これがなければ進まない、必要なものだと考えている。担当部長（JR担当部長）も了承しているものである。要対策土については瑞浪市ではヤード内に仮置きしている。中津川市でも要対策土の仮置き場が稼働している。最終処分場についても協議をしているところはある。（JR）

⇒これまでの間、要対策土の管理や調査の説明等も町長は聞いていない。また、活用の話も一向に聞けない。JRが活用するつもりがないのであれば「仮置き場」にしかならないという方向に向かっている。JRは基本合意書によって町に町有地の売却を認めさせたいという狙いがある。それは事務レベルで先日も確認し、町長にも伝えている。できない約束はできない。密約は町民や議会に納得してもらえない。県もお互いの協力体制の確認程度を想定していたと思われる。JRがそこに町有地の売却の確約を無理に求めるから話がこじれる。例えば町が町有地の売却を確約する内容がなければJRにとっては結ぶ意味がないと考えているのではないかと（町）

⇒町有地に要対策土を入れられるという担保が欲しいのは事実である（JR）

○2019年（平成31年）2月15日 町長面談【JR】

・JRは民の立場で来ている。こちらから頼んだわけではない。御嵩町が責任をもって処理しなければならないものではない。発生土は要対策土も含めて1㎡たりとも御嵩に置かないでください。こんなことになったのも亜炭廃坑のことをいつまでもやらないから。セット（亜炭と発生土）じゃなきゃ難しいというのはそちらの勝手な話。（町長）

⇒また考えてまいります（JR）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

○2019年（平成31年）2月26日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・発生土についてのスケジュールについては、平成31年4月に全員協議会で説明を行い、5月に地権者組合の総会を開き、6月には覚書を締結。6月または9月議会で町有地売却について承認していただく。その後、秋頃にはJRが町有地を取得する流れで考えている。縮小案で行き場がなくなる40万㎡の行先を確保しておきたい（JR）
⇒調査をしないと、要対策土がどれだけ出るか分からない。分かった上で、町有地取得へ移ることになる。かねてから言っているとおり、町長は安全なものと活用を強調している。詳細設計を行い、安全と活用の検討を行ったうえで議会にかけの必要がある。覚書にも町有地の売却を入れる訳にはいかない。また、美佐野地内で全量処分ができなければ、全てがダメになることを組合に説明する必要もある。こちらでは3月に全員協議会で亜炭廃坑の覚書について説明するとなれば、議会から発生土の経過を聞かれることにもなり、説明した後、組合に説明したいと考えている。町にとって町有地の活用はマストで外せない。JRの活用の検討には予想が難しい要対策土量がネックということで、一定の理解はするが、町有地の半分を要対策土で埋めることになったらどうするか等、工夫して検討してもらいたい（町）

○2019年（平成31年）3月28日

亜炭活用の研究覚書締結

・建設副産物活用に向けた調査研究に関する覚書 締結

○2019年（令和元年）6月2日 地権者組合総会

縮小案＋要対策土の町有地搬入が本格協議へ

・組合としては当初案（発生土全量活用とした民有地での3つの平場造成）を推進しないと決定。事実上の当初案の廃止となった。

○2019年（令和元年）7月30日 担当事務打合せ【JR、町担当】

町⇒JR：町有地への要対策土搬入・購入について町長・議会への説明を

・発生土について、JRから議会に対して説明すべき。従前、議会に対して発生土を適切に処分すると説明しているが、要対策土を入れることだとは理解していない。こういった理由で発生土を入れたいということを町長、議会に説明してほしい。町から説明できる段階でない。（町）

⇒説明の仕方は相談になるが、できない話ではない（JR）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

○2019年（令和元年）8月6日 担当事務打合せ【JR、町担当】

・発生土の説明については、8/22に町長、8/30に議会ということでよろしいか（JR）
⇒町長と議会の説明を一緒にやるかもしれない。8/14に町長に確認の上スケジュールが確定する（町）

○2019年（令和元年）8月9日 担当事務打合せ【JR、町担当】

・要対策土を埋める町有地をどうするか聞かれた場合、何と答えるか（町）
⇒JRとしては購入で考えているが、区分地上権という方法もあることを説明する（JR）
⇒説明に対し質問も想定される中で、購入となれば金額の話となると思うがどうか（町）
⇒細かい数値ではないが、考え方はお話しできる。金額が独り歩きしてもいけないため、細かい話は次回以降としたい（JR）
・要対策土の話がつく前に借地契約（民有地）を行うのか（町）
⇒それはできない。ただし、契約の頃には話がついていると思われる（JR）
⇒もし、町有地に要対策土が埋められないのであれば平場の件はなくなるか（町）
⇒極めて可能性は低いが、他に持っていく場所がないため、美佐野に埋めたいと考えている（JR）

○2019年（令和元年）8月30日 第1回町長・町議会説明会

・これらの説明はほとんど皆さんと同時に聞いている話で、JRの土地を取得したいという話に返事しているわけでも何でもなし。まだこれから判断していくという段階（町長）

○2019年（令和元年）11月1日 第2回町長・町議会説明会

町⇒JR：無害化処理の検討について確認

・うちが協議に3年かかったらどうしますか（町長）
⇒その場合、いったん仮置きとさせていただいて町長との協議を継続して進めていくことになる（JR）
・なぜ御嵩町だけ恒久置き場なのか（奥村議員）
⇒他の地区でも恒久置き場の協議を進めている。準備が整うまでの一時的な仮置きとしている。美佐野工区のトンネル掘削までに場所が整わない場合は町内のどこかに仮置き場を整備していかなければならないと考えているが、トンネル掘削に間に合うように恒久置き場の準備をしていきたい（JR）
・民間で無害化するところもできているわけだが、そういう所への持ち込みは考えていないのか（岡本議員）
⇒相当量の対策土が発生する中でそれを一つの施設の中で処理することは厳しいと考えて

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

いる。基本的な考えとしては、自社用地か、そういった場所を取得させていただいて埋め立てを行って将来的にも管理していきたい（JR）

・町有地に埋めることありきで進んでいるわけだが、もしNOとなった場合はどう考えるのか（奥村議員）

⇒仮にそうなった場合は、仮置き場をまたさがすということと、岐阜県から再度あつせんをいただくことになる（JR）

・対策土が50万m³を大幅に超過した場合はどうなるのか（清水議員）

⇒美佐野地内では置き場がないので、どこか別の場所を探します。基本超えない想定です（JR）

○2019年（令和元年）12月10日 町議会一般質問答弁（質問者：岡本議員）

・議会と共に話を聞くまで少なくとも私は一度も対策土について具体的な説明は受けていない。JRよりアプローチはあったが、議会と一緒に聞くと断った。対策土について、ため池跡地に埋めていこうという考えを聞いて非常に戸惑った立場である。要対策土については専門的に考えれば当たり前のことであり土を掘れば出てくるもの。いずれ広報を通じてとか住民との対話の場などがあれば説明していきたい。現段階では決まっていないことも申し上げたい。町有地を含んで平場を作る計画について、要対策土が出るという報告は受けていなかったため、思案の中には入っていなかった。（町長）

○2020年（令和2年）9月7日 町議会一般質問答弁（質問者：岡本議員）

・遮水シートでは止まらない、破損したときに駄目じゃないかとその場で言っている。それ以外の提案があれば考えるに値するが残念ながら提案はないため考える必要はない。私は遮水シートについては二十何年か前に否定していると議員の前でもいったはず。もう一つは、なぜ御嵩町だけ最終処分なのか。その疑問が晴れないと土地を売るとは言えない。（町長）

○2020年（令和2年）11月5日 第3回町長・町議会説明会

町⇒JR：仮置き場の検討について確認

・以前の説明で遮水シートの対応はダメだと町長が言った。恒久処分ではなく仮置き場の選択は無いのか（岡本議員）

⇒仮置きにはある程度の面積が必要。住民に対する環境保全からも影響が大きい（JR）

・他市も最初から恒久処分ありきなのか（安藤（雅）議員）

⇒中津川市は最初から恒久処分と説明してきた。可児市、瑞浪市は恒久処分を確保できなかった。市内で他の最終処分を探している（JR）

・早期開通のために町有地の仮置きを考えられないのか（山田議員）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

- ⇒可能であれば恒久としたい。仮はいずれ運び出す必要がある（JR）
- ・行政の許可を受けた専門業者へ持ち込んで対応とは具体的にどこへ持ち込むということなのか（山田議員）
- ⇒例えば海の方へもって行って埋め立て事業の土として置かせていただくとか（JR）
- ・現状では仮置きは考えられないということか（安藤(信)議員）
- ⇒できないことはないと思うが、私共としてはあそこに置かせていただきたい（JR）

○2021年（令和3年）2月25日 担当事務打ち合わせ【JR、岐阜県、町担当】

JR⇒町：発生土搬入についての覚書提案⇒却下

- ・今回の覚書案は先走りすぎである。測量を認める旨だけであれば少しでも前に進むはずだが、この案には最終処分に関わる匂いがする部分があり、第三者に誤解を与える（町）
- ⇒そのような意図はなかった。異動等で人員が変わっても意識が保たれることを目的にしたかった（JR）
- ⇒最終処分のことがあると測量にも入れず測量結果を提示することで今後の方向性が出てくるはず。測量を優先して行うことでどっちに転ぶか分からないが、結果はおのずと見えてくる。早く測量に入ってほしい旨は当方も変わっていない。この覚書の内容で遅延することは避けていきたい。JRの都合もあると思うが、測量のための立ち入りも覚書ではなく、立入申請のみで良いのではないか。町長や議員もその旨を理解している（町）
- ⇒説明会の際の内容をもつての覚書では何故いけないのか。覚書を結ばないということか（JR）
- ⇒結ぶメリットが感じられない（町）

○2021年（令和3年）4月21日 町長面談【JR担当部長】

- ・町主催の行政懇談会での説明内容はどのようにする予定か。発生土についてか（JR）
- ⇒JR東海からはこのような提案を受けているまでに留めたい。住民に対して出来レースにはしたくない。説明会についてはJR東海独自で行ったほうが良いと考えるがどうか（町長）
- ⇒そう考えている。住民全体に向けては平成26年度以来である。やはり行政懇談会については頭出しだけのほうが良いと思う。行政懇談会は一つのきっかけとして、JR東海として説明会をやりたい（JR）
- ⇒良いと思う。町側だけでは分からないことが多い。今回の要対策土候補地として考えられている土地は川の上流にあたるため、住民は川の水が危険にさらされると感じているであろう。丁寧に説明していただきたい。（町長）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム
【別冊資料】

○2021年（令和3年）7月20日 町長面談【JR 担当部長】

町⇒JR：持ち出すことができるのであれば、持ち出してほしい

・（住民説明会では）重金属の漏出や盛土の安全性の質問が多かったが、想定の範囲内と
思っている。住民さんは外に搬出すると国道の交通量が増えるなど一定のご理解がいた
だけているかとも思っている（JR）

⇒持ち出すことができるのであれば、持ち出してほしいとは思うが、持ち出すことは現
実的ではないと考えている。正直受け入れてくれる箇所はあるのかということである。町
有地は議会の承認が必要であって、一発勝負であるため、タイミングが難しい（町長）

・以前に住宅地横が崖崩れが起り、地滑りセンサーをつけたことがある。これも盛土対
策の一つとして考えていけるとよいかと思う（町長）

⇒検討してみる（JR）

⇒熱海の件は不法投棄と思っている。シートの劣化は雨水の浸透が大きな原因とも思っ
ているため、対策をしっかりとしてほしい（町長）

⇒管理責任は当然我々にあり、きちんとモニタリングすると説明をしていきたい（JR）

⇒名古屋以西のこともあるため、シートの耐久が100年と言われているが、100年経てば
無害化技術も進展していると期待したい（町長）

○2021年（令和3年）8月23日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

・専門家と面談し、質問等を行った。町長が気にされていた遮水シートについて、現代の
基準でいう最高基準の方法であるのかと質問をしたところ、現時点では大きな事故も報告
されていない、一般的な工法であると回答をいただいた。アスファルトで覆うことで雨に
よる劣化を防ぐことができるのではないかと聞いたところ、遮水シートが雨によって劣化
することはなく、劣化の原因となりうるのは紫外線であるので、アスファルトを用いるの
はほぼ無意味であると回答をいただいた。そういったやり取りを経て、町長は遮水シート
による工法は一般的なものであるという認識を得られたと思われる。議会にて「受け入れ
に向けて協議を始める」と答弁することを明かした。（町）

⇒今までは受け入れるかどうかかわからないという立場で情報収集をし、判断を下すために
動いていたが、今回の教授とのやり取りを経て受け入れる方向へと判断したということ
か。「協議を開始する」と表現されたということなので、「受け入れを決定した」というこ
とではないともいえるのではないか。（JR）

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム
【別冊資料】

○2021年（令和4年）9月9日 町議会一般質問（質問者：山田議員）

町長：受け入れを前提とした協議に入ると発言

要対策土については受け入れを前提とし協議に入りたい。ただ、安全性が損なわれるということだけは避けなければいけない。これは知恵を結集すれば何とかなっていくと思っている。

○2022年（令和4年）1月16日 置き場A説明会【該当地権者、JR、町担当】

JR⇒地権者：置き場Aは個人ごとの土地取得にて対応すると説明

・JRより土地取得にて対応したい旨報告

○2022年（令和4年）4月～5月 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

JR⇒町：持ち出しについては環境負荷低減のため考えていない

・以前から言っているとおり、置き場候補地（町有地）はヤード近傍に位置し、運搬車両が公道を走る必要がないことから、道路負荷や環境負荷を低減できる。持ち出しについてはかなりの環境負荷となり、また、要対策土の受け入れを希望している場所もなく、検討できない。（JR）

○2022年（令和4年）5月24日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

町⇒JR：海洋埋め立ての可能性について確認

・南垣外工区では要対策土を海洋埋め立てに活用するために運び出していると聞いた。今後、他の工区の要対策土についても運び出す計画なのか。町としてもマッチングする持ち出し先があるのであれば持ち出してほしいという立場ではある。（町）
⇒海洋埋め立ての容量には限りがあり、海洋埋め立ては沿岸の希望があつてやっているもの。他の工区の要対策土を持っていくことはない。（JR）

○2022年（令和4年）6月27日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

JR⇒町：無害化処理については確実に処理できるとは考えていない

・御嵩町は持ち出しができない旨の説明を受け、やむを得ず安全性が確認できれば受入れる方針としてフォーラムの開催に至っている。処理工場の実情や他工区における協議状況とあわせて改めて美佐野工区における要対策土の処理方針について確認したい。（町）
⇒他の工区で要対策土の受入れ協議が新たに整った箇所はない。処理工場では処理能力の

第3回リニア発生土置き場に関するフォーラム 【別冊資料】

関係上、確実に処理できるものとは考えていない。理解が得られず、工区内での埋め立てが実現不可能となった場合、工事を遅らせないために処理工場へ持ち込むことは出てくるかもしれない。町民の皆様には埋立ての安全性や現計画の妥当性を説明し、ご理解をいただいでいきたい。(JR)

○2022年(令和4年)7月5日 担当事務打ち合わせ【JR、町担当】

JR⇒町：町外搬出の場合のシミュレーションを提示

・要対策土の持ち出した場合をシミュレーションしたところ、美佐野工区からは相当量の要対策土が想定されるため、ダンプの確保、環境負荷に加え、仮置きしておくための用地も課題になると思われる。(JR)

⇒ダンプだけでなく、運転手(人員)の確保もあると思われる。発生土量からすれば、持ち出しが現実的でないことは一定の理解はする。しかし、他工区では実際に持ち出しを行っている事例もあるため、フォーラムではある程度、根拠を持った数字で説明するべきではないか。(町)